

## 平成17年度福島家庭裁判所委員会議事録概要

- 1 日 時 平成17年11月21日(月)午後1時15分～午後3時30分
- 2 場 所 福島家庭裁判所会議室(3階)
- 3 出席者 大河内重男,小川理佳,加藤三枝子,佐藤光俊,鈴木庸裕,野崎孝子,  
矢崎正彦
- 4 開会等
  - (1) 開会宣言
  - (2) 委員長挨拶
  - (3) 新委員紹介及び挨拶
- 5 家事調停の手續説明ビデオ視聴
- 6 議事(「家事調停について-家事調停をよりよく機能させるための方策-」)

「家事調停の特徴と現状」及び「調停委員の選考方法や年齢構成」について概要を説明した後,次のような意見交換等があった。

(委員長)

最初に,裁判所(調停手續)へのアクセスの拡充という観点から御意見を伺いたいのですが,調停制度は広く国民に知られているでしょうか。

家事調停は,簡易裁判所の調停や他の裁判手續よりも,一般に知られているという印象です。ところで,家事調停の広報はどのようにしているのですか。

(裁判所)

特に家事調停手續のみのピーアールということでは,10月初旬の「法の日週間」において,今年初めて家事調停の模擬調停を行い,一般から広く見学者を募って広報活動をしました。また,家事調停のみではないのですが,「家事事件のしおり」等の各種リーフレットを県内の市町村,弁護士会,司法書士会,県警本部等に送付して,備え置いてもらうように働き掛けをしま

した。その他，裁判所のホームページにアクセスすると，家事調停を含め各種手続の案内や申立の書式が入手できますし，「家事事件のしおり」には，全国に「家事事件手続案内サービス」があって，プッシュホンで各種手続の説明や申立の書式をファックスで取り出せることが載っています。

今回の委員会に参加して，私自身は家事調停制度が身近にあること良く認識できて，とても良かった。しかし，社会が複雑化し，人との関わりが難しい中，夫婦の問題や親子の問題に結構悩んでる方が相当おり，誰に相談したら解決できるのかということについては皆さん非常に困っているので，どこかの窓口に行けば家事調停に行き着くのかということが一つの大きな課題ではないかと思います。家事調停があることは知られていても，どこでその調停を申し込むことができるのかについては，家庭裁判所の敷居が高くて分からない。聞くところによれば，皆さん市役所の市民相談，法律の無料相談に先ず足を運んで相談して，調停制度があることを聞かされるが，自分ではなかなか行動には移せず，第三者の方が家庭裁判所に来て申し入れを行って，その手続を説明されて初めて行動に移せるということです。こんなに素晴らしい制度があるのに皆さんが家庭裁判所に足を運ばないのは，家庭裁判所は関わりたくない場所なのかなと。だから，家庭裁判所の調停制度をより多くの人に利用してもらって，いち早く解決に持って行けるようにするための窓口，出先機関的な仕組みがあれば良いと思います。

来年秋に法務省が日本司法支援センターを作ろうとしていますが，それは逆に司法に対する，つまり身近な困りごとに対するアクセスが非常に難しいということが根本的にあります。裁判員制度もそうですが，アクセスが分からなくて裁判員は難しいと，法律用語は難しいということで国民の中で大きな不安になっています。法曹三者の方は法律用語は良く分かるでしょうが，ホームページを見ても「甲類」とか「乙類」とか色々あって，普通の人にはなかなか理解できない。こういう難しい用語を如何に分かり易く表現して，国

民に理解してもらえるかということが一番の先決であり，それが国民に対する身近な司法への第一歩になるのではないかと思います。

私は運転手や倉庫で働いている方などの身近な方々に，家庭裁判所の調停制度のことを御存知かどうか聞いてみたところ，制度があることは知っていると言った方もいましたが，全然分からないと言った方，裁判所は何か悪いことをしない限りは関係のないところだと思っていたと言った方もいました。それを考えると，一般の方々が調停制度を理解しているかということ，まだそうではないと思います。私が初めて家庭裁判所に足を踏み入れたときは，本当に緊張して堅くなっていたこと思い出すと，家庭裁判所はまだまだ敷居が高く，一般の方々が気軽に相談に伺えるという雰囲気にはなっていないと感じました。

当事者の方がダイレクトにこういう制度を使ってという風には，まだまだ日本の場合にはリーガルサポートの国ではないというか，訴訟大国ではないので，北米等とは違うのかなと，日本の場合には誰かに聞いて調停のルールに乗るという順番だろうと思います。すぐ弁護士のところを訪ねるというよりも，誰かから「弁護士のところに行ったらどう。」とか，あるいは「家裁にこういうものがあるので使ってみたらどう。」とか，その方の身近に居て，かつ，信頼の置ける人が言ってくれたアドバイスによって動かれるというのが現状ではないでしょうか。その意味では，当事者の方に知らしめるというより，例えば学校の先生や保育所の先生等の色々な施設の方，あるいは，その当事者の方がよく通われている理髪店の店主等の商業者の方にも広く知って頂いて，もし当事者の方の相談を受けたら，こういうものがありますよという形で，比較的そういう事柄に触れやすい市民の方々が裁判所の方でもピックアップして，そこにやや重点的に話題提起していくという手法も大事なのかなと思います。つまり，当事者の方々という前に，それを後押しして下さる方をもう少し視野に置きながらという，サポートまでといかなくても，

家事調停のことをポロツと言ってくれるような方，学校であれば担任の先生とか。お母さんとかが子供の様子を見ていて，何かあったらということです。ただ，これが難しいのは家事調停とかの裁判に関わることを口に出して良いのかどうかということであり，「裁判所に行ったらどうですか。」というアドバイスそのものが，プライバシーの問題とか，守秘義務の問題とかに関わって，誰かから誘われたり，アドバイスされてこちらに来られるという筋道はまだ考えづらいのだと思います。けれども教育や保育等の施設関係，警察官等の紛争現場に取り込まれる方に，こんなものがあるということを広く知らしめるということです。これは質問ですが，例えば弁護士に調停の申立を依頼に来られる方は，どこでこの調停を知って来られたのかという，何か分布等はあるのでしょうか。また，家裁でも何か掴んでいるのでしょうか。

それほどはっきりしたものはありません。そもそも家裁というものを良く知っていれば弁護士のところに来る前に裁判所に行くと思います。つまり，家裁の存在は知っているが，それはどのようなものなのかということで相談に来るのだと思います。先ず誰かと相談して，それから家裁という轍を踏んで行かなくてはならない，つまり，家裁の存在は確かに知っているが，その内容は漠然としか知らないという感じではないのでしょうか。ルートがはっきりしているということではなくて，誰かに聞いたら調停という話が出て来たくらいのことであり，それをどういう風に利用したら良いのかということまでは分かっていないので，相談に来るということだと思います。

(委員長)

裁判所では，どのようなルートを通して裁判所の門を叩いたかということの調査なり，データなりはありますか。

(裁判所)

家事相談に来られた際，家事相談受付票のようなものを書いてもらってデータを採っているところもあるのかもしれませんが，福島家裁の書式は，そ

のようなものではないので、すぐにはお答えできません。どこで家事相談を知りましたかという相談カードみたいなものを作れば拾えるとは思いますが。

私の個人的な、感覚的なものであり、統計的なものではないのですが、調停をしていると、若い方はインターネットで離婚するときはどうするのかを調べて来ます。そうすると多分、最初に調停の話が出て来ます。それから遺産分割で揉めたときにはどうするのかというときにも、多分、家事調停の話が出て来ます。あるいは、離婚についての本を調べて来られる方も多く、そうすると必ず調停という言葉に最初に行き当たるので、御存知の方が多いのかなという印象を持っています。中にはこれ位の場合は、相場で言うと慰謝料は200万円位なのではないかという腹づもりで来られる方もいるので、そこまで調べて来られる方も多いのかなという感じです。

私も印象的なものですが、こういう公的な機関ではなくて、いわゆる隣近所とか、あるいはかつての恩師とか、何か色々な関係でもって動くということが私達には良くあると思います。例えば地域の民生委員や児童委員とか、そういう人達等からのアドバイスや声掛けなどが私の身の周りでは比較的多いのかなと感じています。ですから、先程の話になりますが、どのような経路でここに来られたのかというチェックをすれば、今後はそこを重点的にすれば良いと思います。

大体は無料相談に行かれて、そこで家事調停の申立をすれば良いということを知りましたという方が結構多いです。調停協会では、調停相談会というのを毎年10月から11月にかけて各地区で行っていますが、それをどういう経路で知ったのかというと、やはり新聞やラジオ、それから情報誌等で知ったということでした。調停相談会では、相談は受けても結論までは持って行きませんので、問題によっては、家裁への申立を御説明すると、その足で申立に行くという方もいますので、そういう無料相談も調停を知っていただくためには非常に役立っているし、何かヒントになっているのかなと思いま

す。また、以前には模擬調停も行っていますが、その影響も多少はあるのかなという感じがします。一般の方々で関心を持っている方は、何かの拍子にそういう制度に行ってみようという感じを持っているという印象です。

(委員長)

先程日本司法支援センターの話が出ましたが、これからのことについて何か説明できますか。来年の秋を目処にして日本司法支援センターという法人を立ち上げ、各県庁所在地に地方事務所を置いて、そこでワンストップ型のアクセスポイント、つまり何か問題を抱えているけれども、どうしたら良いんですかという、それに関係するところに繋げてくれるというサービスを開始することになっており、それは各委員の話に沿う制度なのかなという感じがしますが。

無料相談は、年一回ではなくて月一回位に定着させていただければと思います。若い方はパソコンなどのインターネットでどんな情報でも入りやすいと思いますが、一番はやはり中高年の方々であり、その年代の方は自分の家のことを誰かに話すことに非常に抵抗があります。先程、民生委員という話があったけれども、民生委員にも色々いるし、個人情報守秘義務があるとしても、やはり民生委員も人を選んで相談していかなければならない。無料相談があれば、直接自分で行って、どう動けば良いのかを色々相談しながらできるので、もっと庶民レベルでそのような相談会が定着できたら良いと思います。ともするとすぐ弁護士に相談すれば良いのかなと思いがちだけれども、そうすると金銭的なものが絡んできて、自分で我慢して心身共に参ってしまって、良い結果が得られないという悪循環が起きてしまいます。是非もっと広く、こういうすばらしい制度があるということをピーアールするべきではないかと思います。

無料法律相談がこれだけ人気があるのは、やはり日曜日等が開催されるからであり、福島家裁も土日を開庁して、幅広く県民に門戸を広げて相談がで

きるようにすれば、もっと国民に対するピーアールになると思います。来年の秋頃に開始するという日本司法支援センターは、今のところ一極集中型であり、東京に法律センターを設けて百人程度の専門スタッフを抱えて、電話で来た困りごと相談を色々と振り分けるというシステムにするようです。それも解決策の一つですが、その百人のスタッフであるキャリアの人たちが、これは家事調停の問題だとか、これは県の問題だとか、これは地方自治体の問題だとかという風にうまく捌ききれぬのかという課題もあります。法務省の一つの努力としては、多少評価して良いとは思いますが。

中身がまだ明確ではなく、色々と議論しているところですが、その前段として弁護士会の法律相談は毎日行っていて、夜間や土曜日についても一部でやっていると思います。それが今度日本司法支援センターに取り込まれるような形になると思われませんが、従来は法律相談だけでしたが、相談を受けた人は受任もできることになっており、弁護士会も努力はしています。

司法過疎の問題を考えれば、もっと幅広くした方が良いと思います。例えば、会津若松支部管内は、会津若松、喜多方、大沼、河沼とか幅広い。そこは人口が33万人で郡山市に匹敵しますが、弁護士の数は圧倒的に少なく、正に家裁に対するアクセスは非常に不便です。そういう点では、これからは啓蒙活動と併せて、例えば家事調停の臨時出張所を定期的に巡回するということなども一つあって良いという気がします。

(委員長)

休日開庁等の話も出ましたが、相談や申立期日の点で調停の利便性を高めるためにはこれからどうしたら良いかという観点に立って何かありますか。

土日開庁はなかなか人員的に難しいのだろうけれども、公務員は小さな政府を目指しながら、国民に奉仕するということを考えて、民間では既に行っていますので、土日は交代で休んで、今までは午前中だけだとしたら午後5時までとか、午後5時から午後8時まで夜間相談に応じるとか、色々柔軟

に行えば良いと思います。また、例えば「命の電話」は24時間テレホンサービスを実施していて、かなり効果を発揮しているということですので、それも一つの方法として非常に良いと思います。

24時間テレホンサービスは良いと思います。それと先程も出ましたが、言葉が難しい、専門用語が非常に分からないということですので、やはりもっと分かり易くすることが、広く知らしめることになっていくと思います。

この前のフォーラムでも、かなり「分かり易い言葉」という意見がありました。時間帯の問題は、最高裁の上層部の方にも問題意識があるのかも知れませんが、一般的には夜間等に時間帯をずらして庁舎や人を利用することがあって良いと思います。普通の人の場合、なかなか日中は出られない人が結構いて、法律相談に行きたいけれども休むと自分の収入に響くのでなかなか休みが取れないが、土日や夜なら行けるという話になります。銀行等も段々変わってきていますし、外国では夜間の裁判も結構行われている感じなので、そういう意見があったことが段々集約されれば、今は司法改革の時期ですから、裁判所も徐々に変わって夜間でも利用できるような方向に行くと思います。

土日開庁については、4、5年前から同種の家裁委員会でも一般国民から出ているのに、最高裁が速やかに対処しないのは疑問です。

調停協会の相談会は、例年だと午後4時位まで受付して午後5時位には終わるという方向でしたが、今年は初めて午後8時まで行いました。福島では、やはり夜間の相談者が20名以上いて、去年に比べ40パーセント以上多い人数だったということを考えると、土日は無理でも、その他の曜日のうちの1日位は午後8時位まで相談の受付等があれば良いと思います。

(委員長)

土日や夜間の家事相談等について、事務局の方で把握している現状や問題点はありますか。

( 裁判所 )

土日に相談や調停をしているところは把握していません。若干勤務時間を延長する夜間サービスは、東京家裁が家事相談を月、水、金の午後5時から午後7時半まで、家事事件の受付を同じ曜日の午後5時から午後8時まで、大阪家裁は月によりますが、今年であれば家事相談を8月を除く6月から9月までの第2火曜日と第4火曜日の午後5時から午後6時半まで、子の氏の変更等の一部の家事審判事件の即日審判を、8月を除く6月から10月までの第2火曜日、第4火曜日の午後5時から午後6時半まで、札幌家裁は家事相談の受付を、予約をした方について木曜日の午後5時から午後6時20分まで、それぞれ行っているということでした。これらは裁判所のホームページで公開されていますし、その他に名古屋家裁や京都家裁で夜間の相談等のサービスを行っているとの情報もあり、大規模庁においては事例があります。

( 委員長 )

大規模庁ということは、裏を返せば規模や人の配置等の受け手の都合がつくかどうかということであり、それらの要素をどのようにクリアして潜在的にあると思われるニーズに伝えていくかということは、今後の課題だと思います。他に利便性を高める上で何かありますか。例えば、統計によれば割と若年層の婚姻関係の事件が多いので、だとすれば子供も小さいことから託児所があれば良いのではという声などもありますか。

司法に対するアクセスという点で、従来は学校教育の中で司法関係の問題についてあまり周知されていなかったように感じます。消費者問題も同じですが、社会生活上は非常に大きな問題であり、現在教育面でどのようになされているかを踏まえて、教育レベルでのピーアールも将来は考える必要があると思います。

この前のフォーラムでは、先生が学生に刑事裁判を継続的に傍聴させて、そのような社会意識を高めているという報告がありましたが、例えば家裁公

開の日や施設見学会等はあるのですか。

(裁判所)

地裁と共催で憲法週間や法の日週間の行事，中学生の職場見学の申し込みがあった場合などに，調停室や家事審判廷の施設見学を取り入れています。それから，夏休み企画として小中学生に模擬裁判を演じてもらったり，出前講義の受付をして大学や高校に行っています。

私も教育の方の人間ですが，裁判所に限らず，こちらから出向くことに余り慣れておらず，それがこれからはどんどん出向きましょうというのはかなりの大転換であり，どこの部署がどうするかというレベルではないように思います。やはり，学校教育の中でも調停とか交渉するとかという生活スタイルみたいなものを日常生活の中に息づかせて行かないとなかなか難しいと思います。例えば大きな声で旦那さんと対等にやれるような女性であれば良いが，多くの場合は力づくで協議離婚に持って行かれたり，DVなどもそれに潜り込まされているように思います。それをどのようにしてこちらの方に持ってくるのかということは，とても大きな仕事であり重要だと思います。だから，アクセスと言ったときには，行ったり来たりというアクセスだけではなく，間に入る人の守秘義務や人柄等の人間性みたいなものがかなり大事な要件になるし，そういうことがアクセスまでのプロセスをどのように作っていくのかということと関わって，とても大事だと考えます。

(委員長)

今現在，協議離婚が離婚全体の9割であることを考えると，もっと家庭裁判所を通すなどの細かい対応ができるような解決策の比率を高めるべきだということでしょうか。

と言うよりは，例えば何らかの障害やストレスで心身の問題を持っておられる女性が人前に出て，調停委員と一緒に並んで何かを話したり，何時も暴行を受けてきた男性を目の前にして面と向かって話し合うのはなかなか難し

いだらうと思います。日本人的な女性の生き方みたいな話に持って行かれてしまうと言うのでしょうか。例えばDVセンターや以前の婦人相談所等に行けば、もっと色々な情報の繋がり方などもあると思いますが。そういう意味では、予防策としてこの調停制度を早く広く知らしめていくことによって家裁に来る方が増えて、結果的に協議離婚の割合をもう少し下げるという道筋が良いのではないかと思います。

(委員長)

次に家事調停が国民のニーズに応えているのかという問題ですが、調停に対する不満、苦情を聞かれることがあるかについて何か御意見がありますか。

弁護士としては、当事者と一緒に調停に出ると、一般的に当事者は良く自分の意見を聞いてもらいたいと望んでいますので、当事者の話を良く飲み込んで、本人の立場を理解してもらいたいと思います。当事者が間違っている場合もありますが、例え間違っているとしても本人の言い分がどのようなものかをきちんと受け止めたということを表示する必要があると思います。仮に調停委員が単に当事者の言い分が間違っているから受け入れられないようなことを言うとかえって反発し、調停委員が相手側に付いていると理解して、それが調停や調停委員に対する信頼を失わせることになります。それこそ面接の技術だと思いますが、やはり当事者の立場で理解して、それを分からせることから始まらないと、調停を進めることが難しくなります。ところが、急いで調停をまとめようとするために、間違っていることは間違っているとしてどんどん進めて、かえってこんがらがってしまうという印象を持つことがあります。また、遺産分割のような場合、相続分は決まっていますが、法律上どのように処理するかについては裁判の意見が分かれているのが幾らでもあるので、例えば調停委員が一つの見解に立って、そういうものなんだという風に処理していくと当事者に反発されます。そのような場合に調停委員がどのように対処すべきかは、難しい問題だと思います。

(委員長)

二点ほど問題提起がありました。一つは調停委員が当事者から信頼されない、良く聞いてもらっているとか、よく理解しようとしてくれているとかという安心感や信頼感を当事者が持てないということ、もう一つは考え方が分かれるような論点について、当事者の説得をどのようにするのかということですが、調停委員の立場から何かありますか。

私共は日頃から「聴く」ということを肝に銘じ、当事者の仰ることに頷きながら、しっかりと聴いているという態度を取っているつもりですが、最近はその人の人柄や家族関係等の色々なことの影響かもしれませんが、当事者の中には、必ず自分の考えに一致したこと、自分を擁護してくれることを言ってもらわないと納得しない方がいます。時間についても、申立人と相手方を交代しながら平等に各々30分位を目処に聴くようにしていますが、場合によっては5分位延びたりすると、相手の方だけ沢山聴いて、自分は聴いてもらえなかったとかという不満、相手の方だけの味方をしているという印象を持たれてしまうことがあります。そのような印象を持たれてしまうことについては、私共も反省しなければならないとは思いますが、権利意識が強くなったということや、先程も出ましたが、情報化時代でもあり、インターネットなんかでも沢山調べて来られたりもするので、その辺のところは年々難しくなっていると感じます。しかしながら、そのような不満が書記官を通じて私共の耳に入ることがたまにあるので、それはそのまま聴いて反省をしつつ、次は十分に気を付けるように皆で話し合いをしています。

(委員長)

裁判官の立場から何かありますか。

調停を何件か掛け持ちしていることもあり、全部の事件にずっと入っているというわけにはいかないものですから、基本的には調停委員の方に良く聴いてもらうという役割をしていただいています。それからやはり公正化とい

うことに気を付けるようにしています。遺産分割等において意見が食い違っている場合という話がありましたが、法律的な判断は裁判官がしますし、問題がある事案については、その都度、調停委員と協議しています。特に遺産分割の場合は、調停ができなければ審判手続に移り、裁判官が遺産分割の分け方を決めるという手続に入りますので、最終的な結論としてどのような審判を書くのかということを見据えた上で調停を進めていくように気を付けています。

調停は一方の当事者から意見を聞いて、それから相手方の意見を聞くという手続ですが、非常に複雑な事件の場合は一方の当事者だけの意見聴取に殆どの時間を費やすことがあり、待っている方は大変ですので、長く待つことが予想される場合には時間をずらして指定したり、あるいは、整理する段階までは別々に期日を指定しても良いと思います。それから非常に複雑な事案の場合は、家裁調査官もある程度活用していただく。調停委員は期日に初めて本人に会うので、そのときにまとめようとしてもまとめきれません。それで期日が何回にも亘ってしまうので、むしろ複雑な遺産分割事件のようなものについては、家裁調査官に内容をまとめてもらったところでお互いに調停をするというような方法が効率的ではないかと思います。

#### （委員長）

調停委員の資質を高めたり、専門性の向上を図るために色々な研修を裁判所や調停協会ですべて自主的に行っていますが、その辺りの実情について何かありますか。

調停協会では年の終わりに研修員が集まって一年間の反省しながら、次はどのような研修をしたら良いかということを考えながら、年間の研修を検討していますが、最近ではそれを決める前に、皆さんからどのようなことを勉強したら良いかというアンケートを採って、その中からピックアップして研修をしています。例えばここ2、3年の間では、相続法の勉強会を大体月1

回1時間位のものを4回に亘って開いたりしていますし、面接技法、調停運営の協働、成年後見制度、家事事件における医師の役割等について、裁判官、家裁調査官、書記官、医務室技官等の御協力を頂きながら研修をしています。それから、資産の乏しい当事者の生活費の請求について色々なケースを挙げてグループ討議をしながら発表しあうこともしています。調停は相調停委員と裁判官と3人で行いますが、裁判官に常時入って頂くことは余りなく、通常は相調停委員との話し合いによって調停を進めていくことになり、その他の方の御意見を聞くことが余りないものですから、ケース研究のように一つの問題をグループで討議をしながら発表しあうことは非常に参考になります。また、新しい調停委員が入った場合には、裁判所とは別に調停協会でも新任調停委員研修を行っており、調停協会の機構や調停委員の一般的な留意事項等を勉強しています。その他に、昨年あたりは人事訴訟の移管と家事調停の関わりや遺留分減殺請求の現代的意義等の東北大会や全国大会の問題について、出席前に必ず研修委員会を中心に検討をした上で、出席者が出向いていく形を取っていますし、今年あたりは、家裁の所長から御講話を頂いたり、2年未満や3年未満の調停委員を対象にした勉強会を開いたり、「家族の絆を考える。」という題で少年鑑別所長から御講話を頂いたりもしました。同じことを何度やっても勉強しきれないという状況の中で、皆さんがより勉強したいことをアンケートで集めながら、幅広く色々な研修をしているのが現状です。

(委員長)

裁判所も様々な形で研修の機会を持って、調停委員の資質や専門性の向上に努めて国民の調停に対するニーズに応えようと努力をしていますが、その点に関して他に御意見等がありますか。

要望ではありませんが、実際に調停に関わった3人程の方にお伺いしたところ、自分達ではとても解決できずに非常に長いこと悩んできた中、家事調

停を受けることによって解決できて、今思い起こしても涙が出るほどにとても感謝をしているということでした。なるべく関わりたくはないけれども、とても良い制度であり非常に満足していると、調停委員がとても丁寧に一生懸命に話を聴いてくださる姿勢に感動していると聞いて、ニーズに応えているのではないかと私は感じましたので、一言御報告させていただきます。

(委員長)

次の論点は調停委員の多様な人材の確保についてですが、事件の現状から見ると比較的若い人達の婚姻事件も多いことから、調停委員も40代、50代等の比較的若い方も確保できれば良いのかなという課題がありますので、給源や確保の方法に関して何か良い御提案がありましたらお願いします。

若者というよりは、最近、中国の方で、来日されて御夫婦になったものの、馴染めないということから離婚する形が多いのですが、異文化の人間ですからなかなか調停委員に理解してもらえないということが多々あると聞いています。調停委員に国籍条項があるのかどうかは分からないのですが、やはり他文化、異文化の方に対して理解のある方も調停委員として推薦して頂くと、在日外国人の方の調停に大いに役立つと思います。また、最近福島で起きた16歳の少年による高校立て籠もり事件の様に、高校生の犯罪などが殺人事件も含めて多々あるところですが、なかなか我々は若い人のことは分からないというのが正直な感想であり、やはり30代前半の若い調停委員の確保も必要だと思います。ただ、その方策というとちょっと見あたりませんし、難しいところだとは思いますが、それに対しては調停委員についての啓蒙普及を分かり易い言葉でして頂くことが大前提だと思います。保護司などもなり手がなく、色々と保護観察所でもやっちはいるが、なかなか大変だということなので、やはり国民の目線に立った手法をもう一度見直して頂きたいし、若い人達に対するアクセスについても、簡単なリーフレットやパンフレットなり、もっと10代でも分かり易いような仕組み作りが必要だと思います。

います。

質問ですが、例えば家事調停のどの事件に、誰が調停委員として人選されるのかというコーディネイトの機能は、どのように動いているのでしょうか。それにも関わると思うのですが。

(委員長)

個々の具体的な事件における担当調停委員の指定に関してですか。

そうです。その際の基準等はあるのでしょうか。

(裁判所)

一般の調停事件は原則として名簿順に平等に指定していますが、遺産分割等の法律的な判断を要する事件については弁護士の調停委員を1名加えたり、法律の上2名以上とされている調停委員の構成を男性、女性各1名にしたり、新任の調停委員が任命された場合には、その方を加えて3名という構成したりするという配慮をしています。

そういう意味ではカルチャーの問題、文化の問題であり、20代の調停委員がいれば良いのかというと、余りそういうことと関係がないと言うか、やはり円満にという向きがあって、その円満にというもののイメージがどのようなものなのかというところに実はポイントがあると思います。個々のカルチャーや考え方に寄り添うというよりも、家庭として、あるいは、日本の社会に住む人間として円満にという、何か全体として円満にという捉え方が一つあるのかなという感じを受けました。だから、多様な人材と言った場合に、こういう分野に強いというような、例えば生活情報に詳しい人、離婚した経験がある人、あるいは、これこれこういう経験をしてきた人、そのような人達に広げていくようなことが、この多様なという意味なのか、それとも年齢層の多様なという意味なのか、その基準が捉えにくくて具体的な提案が難しいです。

基本的に他国籍の方は調停委員になれない。だから、円満に解決をしよう

と思っても、そういった異文化の方々、他の国の風習を知る方でないと分からない。

ただ、調停委員の中で色々と学習会をする場合に色々な方がいて、それを学べるということにかなり力点を置くのであれば、「多様な」ということができるけれども、実際に事件に乗った時の「多様」というと、そのセッティングはなかなか難しいのではないかと思います。

例えば外国人の方で言葉が分からなかった場合は、通訳を付けるのですか。

(委員長)

付けております(ただし、そのための費用は当事者の負担となります。 )。

最後に一点ですが、調停制度の様なものがどんどんと世に広められ、啓発されて利用者が増えていく一方で、申し立てられた相手もいることですから、悪用まではしないにしても、安易な申立であるとか、相手を貶めるとか、何らかのマイナスのものを生み出してしまうこともあります。それに対するジャッジなり、線引きなりをする機能や広報等のシステムについて、既に何らかのガイドラインはあるのですか。

(委員長)

ガイドラインは特にありませんが、家事調停制度はADRの一つとして魅力あるものでなければならないという意識はあります。ただ、ADRの一つとしての家事調停のどこを魅力として引き出すのか、それ以外にも色々な形のADRがあり、それらとの選別をどういうところでやっていくのか。抽象的な議論においては、その魅力として調停委員だけではなく、家裁調査官や医務室の技官等の多様な職種がスタッフを構成しており充実しているということ、調停で決まったことの履行確保の制度が充実しているということ、それから研修制度の充実ということを挙げていますが、そのような手当をする事案としてどのようなものを想定するかということは、これからの問題ではないかと思えます。

やはり家裁で取り扱うことの適切さも一緒に出して行かなくてはならない  
と思います。ただ利便性を高めるということだけではなくて、家裁に申し立  
てることがどういうことであるかということも出していく必要があると思  
いました。

(委員長)

本日予定した議事については以上ですが、この機会に次回以降に取り上げ  
たいテーマ、質問、要望、御意見等がありますか。

(特に質問、意見等なし。)

7 次回期日の指定

平成18年5月22日(月)午後1時15分に指定された。

8 閉会